適 時 開 示 体 制 の 概 要

1. 当社では、会社情報の適時開示に係る情報取扱責任者を、取締役財経部長の猪田忠に定め、適時開示に係る会社情報の統括管理を行っております。

2. 当社では、当社及び当社の子会社における重要な「決定事項」、「発生事実」及び「決算に関する情報」について、金融商品取引法をはじめとした諸法令並びに株式会社東京証券取引所で定めた「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」などの諸規則を遵守し、迅速、正確、かつ公平に情報開示を行う社内体制を構築しております。具体的には、「決定事実」及び「決算に関する情報」については、取締役会等の業務執行機関による決議、決定が行われた時点で、また、「発生事実」については、発生後速やかに適時開示を行っております。

3. 以上の適時開示の流れを図式化すると下記の通りであります。

